南部地区職業教育拠点校整備事業に係る大規模事業評価「評価書」の要旨

平成29年11月13日 宮 城 県

行政活動の評価に関する条例(平成13年宮城県条例第70号)第10条第1項及び行政活動の評価に関する条例施行規則(平成14年宮城県規則第26号)第21条の規定により、南部地区職業教育拠点校整備事業に係る大規模事業評価の「評価書」を作成した。その要旨については、次のとおりである。

1 対象事業名

南部地区職業教育拠点校整備事業

2 事業の概要

南部地区で想定される生徒数の減少等を踏まえて、柴田農林高等学校と大河原商業高等学校を 再編し、地域のニーズを踏まえた魅力ある高校づくりを推進するため、新たな職業教育拠点校(以下、「拠点校」という。)を設置する。

既存2校の施設は、昭和44年・同51年の建設であり、いずれも老朽化が進んでいること、 拠点校には既存2校の農業系学科、商業系学科の他にデザイン系学科を設置するため、既存校の 校舎では授業の実施が困難であることから、新たな校舎等を整備するものである。

【参考】

建設予定地:柴田郡大河原町字上川原7の2

建 設 規 模:校舎(鉄筋コンクリート造) 9,187.31 m²

農業実習棟(鉄骨造) 1,644.44 m²

事業期間:平成29年度から平成37年度まで(平成35年4月 供用開始予定)

事 業 費:初期建設費 6,987百万円,維持管理費 6,208百万円(維持管理期間40年)

3 県民生活及び社会経済情勢に対する効果並びにその把握の方法

本事業の実施により、南部地区の中学校卒業者数減少への対応と同時に、新学科設置、地域連携や 学科間連携により魅力ある学校づくりが可能となり、かつ老朽化した施設を更新することで学習環境 も整備され、教育効果・学習意欲の向上が図られる。

なお、事業実施の効果については、大規模事業評価の基準に従い、定性的・定量的に分析し、把握 した。

4 評価の経過

平成29年8月29日に宮城県行政評価委員会に諮問し、同委員会大規模事業評価部会においては、「評価調書」をもとに2回にわたり審議が行われ、同年11月9日に答申を受けた。

この間、同年8月29日から同年9月29日にかけて県民意見の聴取を実施したものの、本事業に関する意見は特に無かった。

5 行政評価委員会の意見

答申では、「事業を実施することは妥当と認める。」との意見を受けた。 なお、評価書を作成するに当たり検討すべき事項として、3点の意見が付された。

6 評価の結果

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会における調査審議の経過及び上記5の答申を踏まえ、本事業について、行政活動の評価に関する条例施行規則第17条第1項に定める基準に基づき評価を行った結果、本事業を実施することは適切であると判断した。(評価結果の詳細については、「評価書」を参照)

なお、同答申の内容に対する県としての検討結果は、評価書に記載した。